

2017年6月24日

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の 成立に関する見解

日本福音ルーテル教会社会委員会

2017年6月15日、通常国会の参議院本会議において、いわゆる「共謀罪」の構成要素を含む「テロ等準備罪」を新設する「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」が可決され、6月21日に布告されて、7月11日から施行されることとなりました。

本案の可決に際して、政府は、通常の委員会可決を踏まえずに、「中間報告」という形で委員会審議を終了して本会議可決という、異例の方法を取りました。そのことについてのさまざまな憶測などがなされていますが、本案の運用の仕方によっては、憲法第3条に記されています「集会・結社の自由」や「表現の自由」、「思想信条の自由」等にも抵触する恐れのある本案の可決が、法案の実質的議論が十分にされないままに、このような方法でなされたことを大変残念に思います。

本案の国会提出に際し、政府は、増加する国際テロへの対策、および2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを前に「国際組織犯罪防止条約（TOC条約）」を批准するためだと説明しましたが、法案の適用対象が広範囲で、曖昧なままであり、警察権の行使に恣意的判断が拡大していく危険性を孕んだままの成立となりました。

思想統制をおこなった戦前の治安維持法は、国家による統制と警察権の拡大行使によって個人の人間としての尊厳と自由を奪ってきました。それは歴史が証明する通りです。国連人権理事会の特別報告者もこの「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」による人権の侵害が起こる危険性を指摘していますが、この法の行使によって、犯罪組織や反社会的組織だけでなく、憲法で保障されている基本的人権に基づく思想・信条や行為でさえも監視対象に置かれてしまう可能性が残されています。また、人間の内面は法によって裁くことができないにもかかわらず、本法はそれを裁き、統制しようとする危険性を残しています。

「平和を実現する人々は、幸いである」（マタイ5：9）と教えられ、「人にしてもらいたいと思うことは、あなた方も人にしなさい」（マタイ7：12）と隣人に仕えることを示され、平和を愛し、人間の自由と尊厳を尊重する聖書の教えに立つ私たちは、本来なら、このような法が不要な社会の建設に向かうべきことを知っており、このような法が不要な社会の建設にこそ努力すべきであると考えます。法の拡大解釈による行使によって人間の人権が犯されないことを強く望みますし、本法の抜本的な見直しが必要だろうと考えます。

以上